

税の公平性を保つために

差し押さえ等による滞納処分を強化します

市では、文書や電話、訪問による催告を行ったにも関わらず滞納となっている市税を回収するため、このたび集中的に財産調査、差し押さえを実施します。

納付期限が過ぎて、まだ納税していない方は、速やかに納付してください。

財産調査

財産調査は、法律に基づき、本人への事前了承を得ず実施します。また、個人情報保護法も適用されません。



滞納処分の事例（自動車の差し押さえ）

差し押さえ

再三の催告にも関わらず納付されない場合は、財産調査で判明した財産（不動産・預貯金・給与・年金・生命保険・売掛金・国税還付金・自動車など）を差し押さえ、滞納している市税に充当します。

預貯金や生命保険などがある場合、銀行や生命保険会社に対して取り立てます。自動車や不動産などは公売にかけます。市ではインターネット公売を積極的に活用しています。

納期内納付にご協力を

納税は国民の義務であり、納期内の自主納付が原則です。市税が納期限を過ぎても納付されない場合、滞納したことになり、滞納処分の対象になります。たとえ「うっかり」の納め忘れであっても同様です。十分ご注意ください。

納期限を過ぎた場合は

法律で定められた延滞金を併せて納付していただきます。延滞金は、納期限の翌日から計算されます。延滞金の率は、最初の1か月が年利4・3パーセント（毎年変動）で、その後は14・6パーセントになります。延滞金が1000円を超えた時点から徴収が始まります。

納税に困ったときは、すぐにご相談を

やむを得ない事情で納期内の納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前にご相談ください。

問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）
☎ 43・0398

インターネット公売

市では、インターネット公売を平成20年10月から昨年度までに11回実施し、収納に努めてきました。

この公売は、インターネットを通じて全国へ情報発信できるため、通常の公売よりも落札価額が高くなるのが特徴です。

主な公売物件は、滞納者の家宅捜索で差し押さえられた美術品などの動産ですが、平成22年度には、不動産や自動車の公売も実施しました。今後とも不動産、自動車など、市税への充実に有効な財産を差し押

さえ、インターネット公売にかけていきます。

インターネット公売に参加してみませんか？

インターネット公売は、Yahooオークションの官公庁オークションを利用しています。参加申込期間（2週間）内に希望する物件ごとに所定の手続きを行うことにより、その後の入札・せり売り（3日間）に参加できます。

問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）
☎ 43・0398

第12回加東市インターネット公売

物件の下見会を社庁舎ロビーで開催します。ぜひお越しください。

公売物件確認

インターネット

<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>で詳細をご確認いただけます。

市役所掲示板に公売公告を掲示しています。

申込方法

ホームページアドレスからお申し込みください。

<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

申込期限 6月10日(金)23:00

入札期間

6月17日(金)13:00～6月19日(日)23:00

買受代金納付期限 6月27日(月)

下見会

日時 6月3日(金)10:00～16:00

場所 市役所社庁舎1階ロビー

公売物件や参加資格などの詳細は市ホームページ (<http://www.city.kato.lg.jp/>) でご確認ください。